



福岡医発第 1322 号 (地)

令和元年 8 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

障害年金等に係る診断書（障害状態確認届）等の作成期間の拡大について

障害年金等の受給権者には、引き続き障害等級に該当するかどうかの確認のため、更新時に診断書（障害状態確認届）等（以下、「診断書」と言う）の用紙が送付され、受給権者は医療機関を受診のうえ、日本年金機構に提出することになっております。

今般、受給権者の負担軽減をはかるため、障害年金等に係る診断書の作成期間を拡大する等の改正が行われ、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

具体的には、障害年金等の受給権者が更新時に提出する診断書の作成期間は、これまで「誕生月当月のみ（1 か月間）」となっておりましたが、「誕生月の前々月から誕生月まで（3 か月間）」に拡大されました。

また、20 歳前傷病による障害基礎年金受給権者の更新時の診断書作成期間につきましては、従来「一律 7 月のみ（1 ヶ月間）」とされておりましたが、「誕生月の前々月から誕生月まで（3 か月間）」に変更・拡大されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、受給権者より障害年金等の更新時の診断書作成依頼があった際には、誕生月の前々月から誕生月までの間（3 か月間）に診断書を作成していただくことにつきまして、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本改正につきましては、本年 8 月が誕生月である受給権者が提出する診断書から適用となりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也

会長 島田昇二郎

(健Ⅱ69)
令和元年7月31日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦

障害年金等に係る診断書（障害状態確認届）等の作成期間の拡大について

障害年金等の受給権者には、引き続き障害等級に該当するかどうかの確認のため、更新時に診断書（障害状態確認届）等（以下、「診断書」という）の用紙が送付され、受給権者は医療機関を受診のうえ、日本年金機構に提出することになっております。

今般、受給権者の負担軽減を図るため、障害年金等に係る診断書の作成期間を拡大する等の改正が行われ、別添のとおり、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より本会に対して周知方依頼がありました。

具体的には、障害年金等の受給権者が更新時に提出する診断書の作成期間は、これまで「誕生月当月のみ（1か月間）」となっておりましたが、「誕生月の前々月から誕生月まで（3か月間）」に拡大されました。

また、20歳前傷病による障害基礎年金受給権者の更新時の診断書作成期間につきましては、従来「一律7月のみ（1か月間）」とされておりましたが、「誕生月の前々月から誕生月まで（3か月間）」に変更・拡大されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、受給権者より障害年金等の更新時の診断書作成依頼があった際には、誕生月の前々月から誕生月までの間（3か月間）に診断書を作成していただくことにつきまして、貴会管内郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本改正につきましては、本年8月が誕生月である受給権者が提出する診断書から適用となりますことを申し添えます。

令和元年 7 月 22 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金等に係る診断書等の作成期間の延長等について（依頼）

平素より年金事業にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、障害年金等の受給権者の負担軽減等を図るため、以下のとおり、障害年金等に係る診断書（障害状態確認届）等の作成期間の延長等に関する改正を行いました。なお、本改正の内容は、本年 5 月末に送付した診断書様式（誕生月が 8 月である受給権者に送付する診断書様式）から適用しております。

- ① 障害年金等に係る診断書等の作成期間について、従来の「誕生月当月のみ（1 ヶ月間）」から、「誕生月の前々月から誕生月までの間（3 ヶ月間）」に拡大。

【例 受給権者が 8 月生まれである場合の診断書等の作成期間】

従来：8 月中 ⇒ 改正後：6 月～8 月

- ② 20 歳前傷病による障害基礎年金の受給権者の診断書等の作成期間について、従来の「一律 7 月のみ（1 ヶ月間）」から、「誕生月の前々月から誕生月までの間（3 ヶ月間）」に変更・拡大。

【例 20 歳前傷病による障害基礎年金受給権者が 8 月生まれである場合の診断書等の作成期間】

従来：7 月中 ⇒ 改正後：6 月～8 月

つきましては、受給権者等の依頼に応じ、医療機関において、「誕生月の前々月から誕生月までの間（3 ヶ月間）」に障害年金等に係る診断書等を作成していただくことについて、貴会会員等に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ ご参考まで、受給権者に送付した診断書様式に同封した障害基礎年金用のチラシ（別添）を添付させていただきます。

【本件連絡先】

厚生労働省年金局事業管理課

給付事業室 本山・宮川

電話 03-5253-1111（内線 3593・3603）

FAX 03-3595-2708

障害年金または遺族年金を
受けられている方へ

日本年金機構

障害状態確認届（診断書）等の提出について

～診断書の送付時期が変わりました～

障害状態確認届（診断書）等は、引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出いただくものです。

これまで診断書の用紙は、提出期限の約 1 か月前にお送りしていましたが、今後は、提出期限の約 3 か月前にお送りします。

診断書の提出期限の 3 か月前から提出期限（誕生月の末日）までの間に診療を受け又は検査を受けてください。

提出期限までに、同封の返送用封筒に切手を貼った上でご提出ください。

※ 返送用封筒を紛失したり、汚損した場合には、お手持ちの封筒で、下記郵送先へ郵送してください。

また、お近くの年金事務所・お住まいの市（区）役所又は町村役場でも提出できます。

※ 肺結核、じん肺、肺機能障害など呼吸器疾患によって年金を受けられている方は、診断書のほかに最近撮影したレントゲンフィルムが必要です。下記の「レントゲンフィルム整理票」をレントゲンフィルムの裏面下部中央に貼り付けて、診断書と一緒に提出してください。（紛失防止のためですので、必ず貼り付けてください。）

なお、呼吸器疾患以外の方は、レントゲンフィルムの添付は必要ありません。

【裏面もご覧ください】

----- キリトリ線（お手持ちの封筒で郵送する場合にお使いください） -----

（郵送先）〒162-8799 日本郵便株式会社 牛込郵便局
私書箱 145 号
日本年金機構

----- キリトリ線 -----
レントゲンフィルム整理票

年金証書の基礎年金番号・年金コード			
(フリガナ) 氏 名			
生年月日	明. 大. 昭. 平 年 月 日	レントゲンの提出枚数	枚
住所	〒		

(注意点)

- ・ 複数の種類の診断書をお送りしている場合には、お送りした全ての診断書について、医師に記入してもらってください。
- ・ 提出期限を過ぎた場合や、診断書の内容に不備がある場合には、年金の支払いが一時止まることがあります。できるだけお早目にご提出ください。
- ・ お困りの点がありましたら、ねんきんダイヤル（下記の電話番号参照）、お近くの年金事務所、または街角の年金相談センターまでお問い合わせください。
- ・ 子の加算制度について、障害基礎年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている子（※）がいる場合、子の加算額を受け取ることができます。

（※） 18歳になった後の最初の3月31日までの子。または、20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子。

一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ



0570 -05 -1165

● 050から始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 休日明けや通知が届いた直後は、電話が混雑します。
- おかけ間違いには、十分ご注意ください。



日本年金機構

Japan Pension Service